

既設ダムの洪水調節機能の強化にむけた協議の場を設置 ～三重四水系ダム管理連絡調整協議会を設立しました～

1. 概要

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、既設ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議が開催され、令和元年12月12日に「既設ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

三重四水系（鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）においても、この基本方針に基づき、河川管理者と全ての既存ダム関係機関が連携して取り組みを進めるため、本年3月27日をもって「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）を設立しました。

今後、協議会の構成機関と情報共有・調整を図りながら、基本方針に基づく治水協定の締結に向けた協議を進めてまいります。

2. 設立までの経緯

政府の基本方針に基づく取り組みについては、本年出水期から新たな運用を開始することとなっており、まずは三重四水系（鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）内に設置されているダムに係わる関係機関による協議会を速やかに設立する必要があります。

協議会については、当初、関係機関との調整を経て、関係機関の出席による協議会を開催し、審議を経て設立する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議開催を見合わせていたところですが、現状では開催時期の目処が立てられない可能性もあることから、関係機関が出席する協議会に代え、書面による会議の開催、設立趣旨(案)及び規約(案)に対する確認を行い、承認が得られたことから、協議会を設立しました。

3. 資料 別紙1（設立趣旨）
別紙2（協議会規約）
別紙3（参考資料：三重四水系の既設ダム位置図）
別紙4（参考資料：既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針）

4. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

5. 解禁 指定なし

6. 問合せ先 国土交通省三重河川国道事務所

副所長 細野 貴司（ほその たかし）
調査課長 岡本 祐司（おかもと ゆうじ）
TEL 059-229-2211
FAX 059-229-2257

三重四水系ダム管理連絡調整協議会

設立趣旨

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生した。

それらを踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議において令和元年 12 月 12 日に定められたところである。

鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系としても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」を設置するものである。

三重四水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(設置)

第1条 「既設ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年12月12日 既設ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会）」に基づき、「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1) 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく「治水協定」締結に向けた合意形成。
- 2) 円滑な取り組みが実現するために各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「治水協定」の作成と締結。
- 3) 「治水協定」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、ダム管理運用に関する課題の検討、大規模氾濫減災協議会との連携。
- 5) その他協議会で必要と認めた事項。

(協議会の対象水系)

第4条 協議会で対象とする水系は、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川とする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）のうち、別表－1の機関にある者をもって組織する。

- 2 協議会の下に、実務担当者による幹事会を置く。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議会)

第6条 協議会の役職として、会長・副会長を置き、各役職については、別表－2に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は、各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役職として、幹事長、副幹事長を置き、各役職については、別表-3の職務にある者を持って構成する。

- 2 幹事長は、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課に置く。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和2年3月27日から施行する。

別表－１ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	対象水系
国	三重河川国道事務所	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	蓮ダム管理所	櫛田川
三重県	県土整備部 河川課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	県土整備部 防災砂防課	雲出川・宮川
	農林水産部 農業基盤整備課	鈴鹿川
	企業庁 水道事業課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川
	企業庁 工業用水道事業課	鈴鹿川・雲出川
	津建設事務所(君ヶ野ダム管理室)	雲出川
	松阪建設事務所(宮川ダム管理室)	宮川
水資源機構(三重用水管理所)	鈴鹿川	
中部電力株式会社	櫛田川・宮川	
三重用水土地改良区	鈴鹿川	

別表－２ 協議会 委員及び役員

関係機関	委員	役職	
国	三重河川国道事務所	所長	会長
	蓮ダム管理所	所長	
三重県	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
	企業庁 水道事業課	課長	
	企業庁 工業用水道事業課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
水資源機構 三重用水管理所	所長		
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 三重水力センター 業務課	課長		
三重用水土地改良区	事務局長		

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方气象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部設計課	設計課長

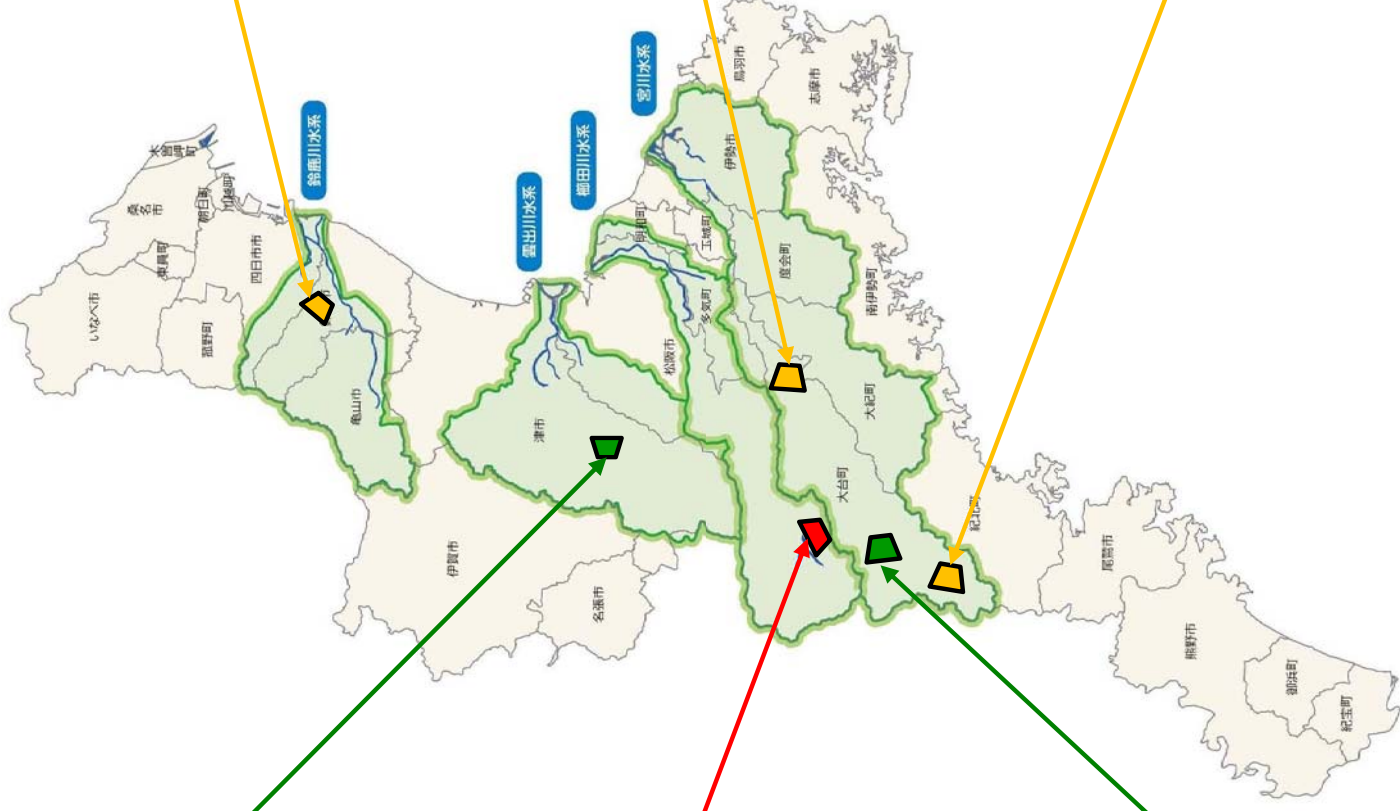
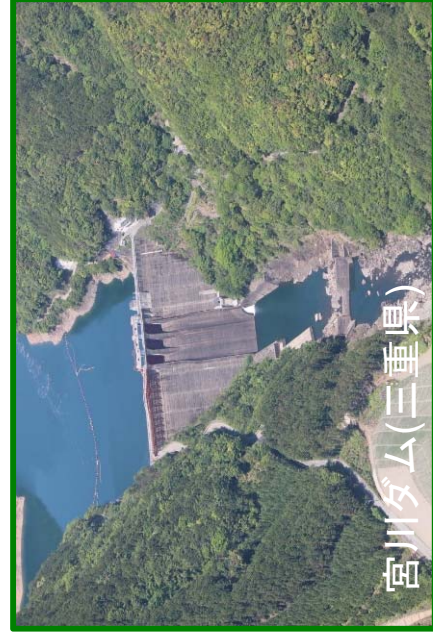
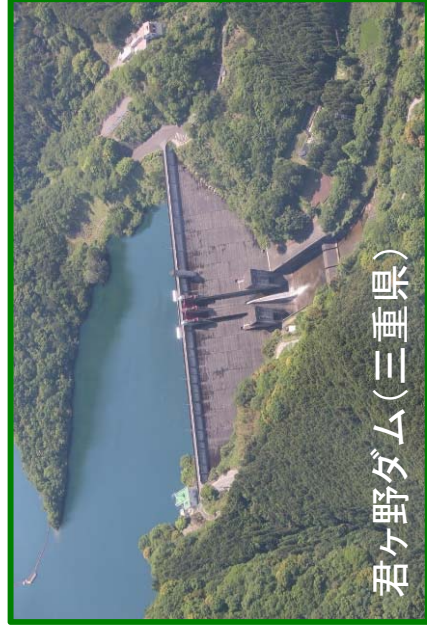
別表－３ 幹事会 幹事及び役員

関係機関	幹事	役職	
国	三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	蓮ダム管理所	専門官	
三重県	県土整備部 河川課	河川計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課	ダム班長	
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	企業庁 水道事業課	事業経営班長	
	企業庁 工業用水道事業課	事業経営班長	
	津建設事務所	君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所	宮川ダム管理室長	
水資源機構	中部支社 三重用水管理所	水管理・防災課長 所長代理	
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 三重水力センター 業務課	副長		
三重用水土地改良区	事務局長		

オブザーバー

関係機関	オブザーバー	役職
気象庁	津地方气象台	防災管理官
農林水産省	東海農政局 農村振興部設計課	水利計画官

三重四水系(鈴鹿川・宮川)の既設ダム位置図



既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年12月12日
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議〕

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所、約180億 m^3 の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億 m^3)にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する98水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

(1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

<治水協定の主な内容>

○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
 - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中でも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要な各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
 - ・事前放流の開始基準
 - ・事前放流による水位低下量
 - ・事前放流時の最大放流量
 - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。